

資料 3 仮置場設置訓練 配布資料

【令和5年度大規模災害時北海道ブロック協議会ワーキンググループ運営業務】

仮置場設置訓練（釧路市） 実施概要

- (1) 日時：令和5年11月15日（水） 10:00-16:00
- (2) 場所：釧路市古川町7-4（古川終末処理場内） ※東釧路駅より徒歩20分程度
- (3) 内容：午前中に事務局による仮置場運営のデモをお見せし、午後に皆様に6~7人程度の班に分かれていただき、設置・運営の流れ（仮置場の受付、廃棄物の運搬・荷下ろし など）について体験いただきます。
- (4) 注意事項：
 - ・9:45までに会場までお集まりください。
 - ・ヘルメット、軍手、昼食は各自でご持参ください。
 - ・動きやすく汚れてもよい服装・クツでお越しください。
 - ・雨天決行ですので、雨具についてもご準備ください。
 - ・車でお越しの場合、会場内は必ず順路に沿って徐行ください。また、通路の配管を傷つけないようご注意ください。



図 会場の配置

3 主催

環境省 北海道地方環境事務所 資源循環課（担当：太田課長補佐）

4 本件の連絡先

アジア航測株式会社 環境部 総合環境課 岡田・藤田

メールアドレス：r5hokkaido.saigai@ajiko.co.jp

Tel：総合環境課 岡田・藤田（██████████）

当日の緊急時：岡田（██████████）

藤田（██████████）

仮置場日報

作成者氏名		作業内容		
作業日				
年 月 日()				
作業時間				
午前	: から			
午後	: まで			
搬入物	搬入件数	搬入量	搬出量	
家電4品目				
その他家電				
コンクリートがら				
木くず				
金属くず				
畳				
不燃混合				
大型家具				
危険物				
灯油等				
ガスボンベ				
布団				
消火器				
可燃混合				
備 考				

※見かけ比重：可燃物0.4トン/m³、不燃物1.1トン/m³で計算する。

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

仮置場設置訓練（釧路市） 午後のローテーション

実施回数	使用するレイアウト	役所役	住民役①	住民役②	見学
午前中にデモとして事務局（アジア航測）がaのレイアウト設置					
1	a	A	B	C	←以外
2	a	E	F	G	←以外
3	a	B	C	D	←以外
A,B,C,D班でa→bにレイアウト変更					
4	b	F	G	H	←以外
5	b	C	D	E	←以外
6	b	G	H	A	←以外
E,F,G,H班でb→cにレイアウト変更					
7	c	D	E	F	←以外
8	c	H	A	B	←以外

※ビブスの色 A班：赤、B班：白、C班：オレンジ、D班：青

E班：黄、F班：黒、G班：ライム、H班：ピンク

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。



注意事項

- ◎冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ◎危険なもの(バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等)は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ◎ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- ◎「災害廃棄物」であることの証明(住所記載の身分証明書、罹災証明書)が必要です。

仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においてください。

場所

釧路市古川町7-4
(川北通沿い)

開設
期間

11/15(水)まで
10:00~16:00

仮置場で回収可能なごみ(記載以外のごみは回収できません。)

 コンクリート がら	 木くず	 金属くず	 畳	 可燃混合	 不燃混合
 ふとん	 家電4品目 <small>エアコン(室外機含む)、テレビ、 冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機</small>	 その他家電	 大型家具	 危険物・灯油等 ガスボンベ 指定日のみの回収となります	 消火器

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター(TEL.0054-00-0000)へ相談してください。

仮置場に関するお問い合わせ

釧路市 環境生活課 TEL.0154-00-0000

〈仮置場設置場所〉釧路市古川町7-4(川北通沿い)

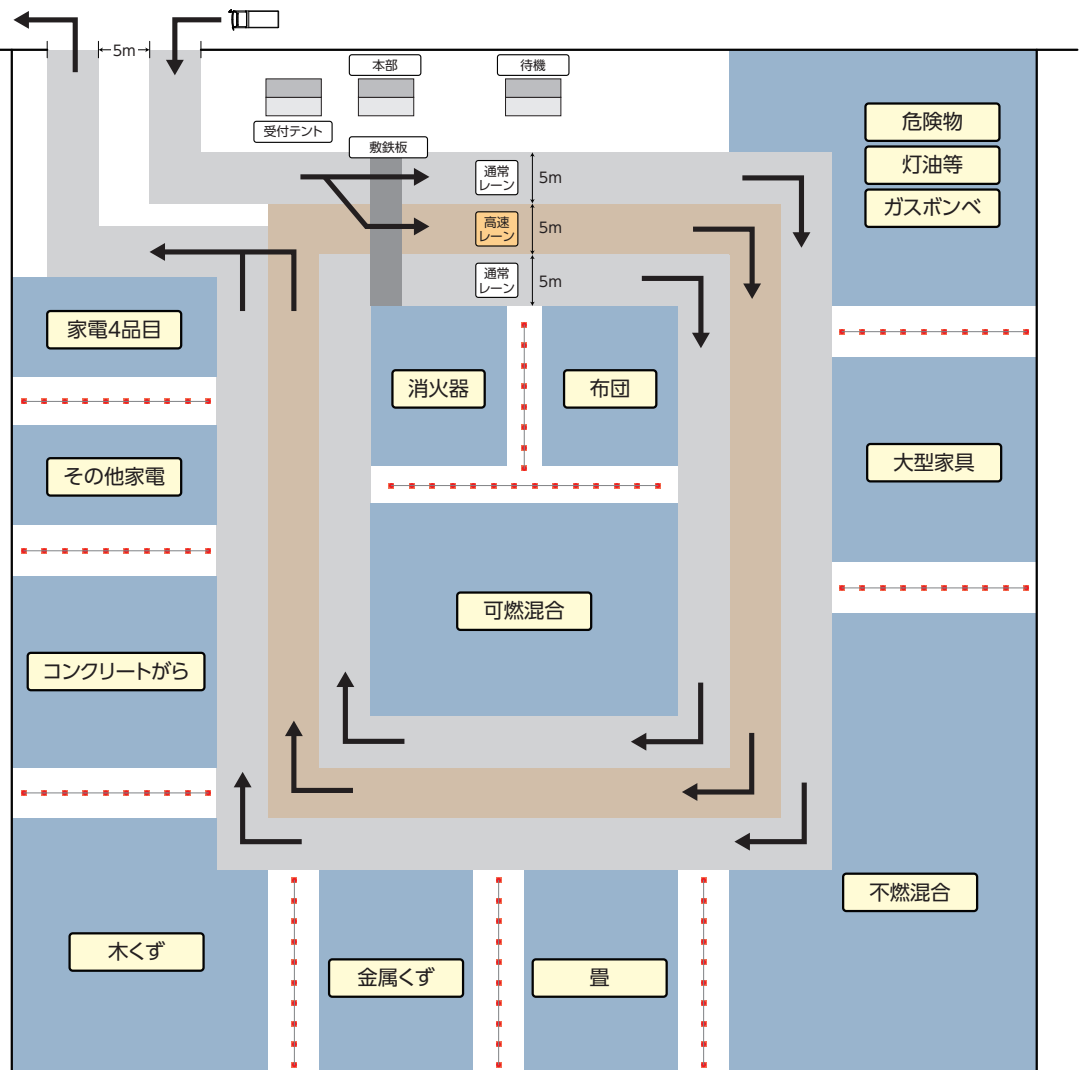
a 訓練

開設期間 **11/15(水)まで**
10:00~16:00



仮置場
分別配置図

- 仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においでください。
- 危険物等の取扱いについては十分注意してください。



災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。



注意事項

- ◎冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ◎危険なもの(バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等)は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ◎ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- ◎「災害廃棄物」であることの証明(住所記載の身分証明書、罹災証明書)が必要です。

仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においてください。

場所

釧路市古川町7-4
(川北通沿い)

開設
期間

11/15(水)まで
10:00~16:00

仮置場で回収可能なごみ(記載以外のごみは回収できません。)

 コンクリート がら	 木くず	 金属くず	 畳	 可燃混合	 不燃混合
 ふとん	 家電4品目 <small>エアコン(室外機含む)、テレビ、 冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機</small>	 その他家電	 大型家具	 危険物・灯油等 ガスボンベ 指定日のみの回収となります	 消火器

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター(TEL.0054-00-0000)へ相談してください。

仮置場に関するお問い合わせ

釧路市 環境生活課 TEL.0154-00-0000

〈仮置場設置場所〉釧路市古川町7-4(川北通沿い)

b 訓練

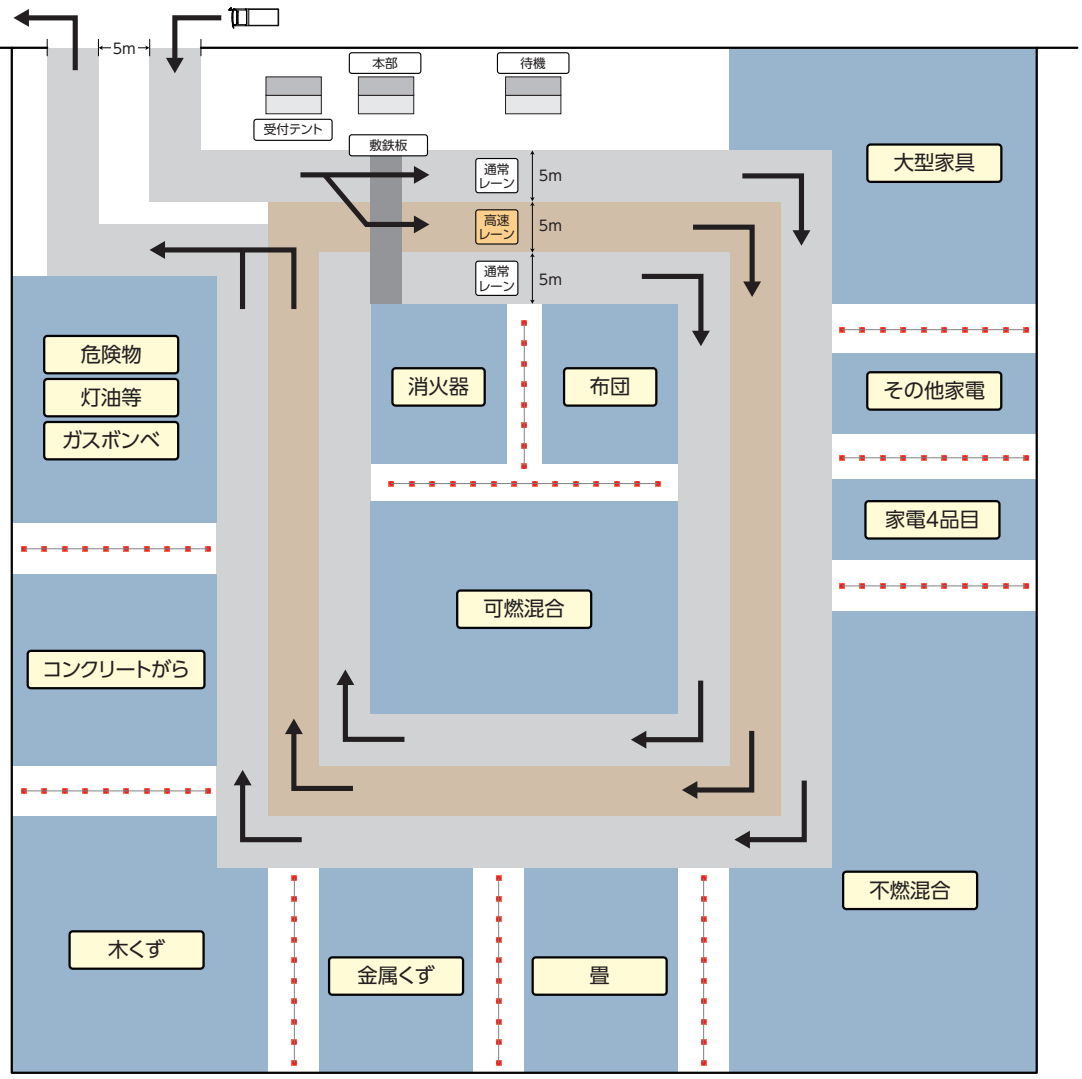
開設
期間

11/15(水)まで
10:00~16:00



仮置場
分別配置図

- 仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においでください。
- 危険物等の取扱いについては十分注意してください。



災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。



注意事項

- ◎冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ◎危険なもの(バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等)は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ◎ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- ◎「災害廃棄物」であることの証明(住所記載の身分証明書、罹災証明書)が必要です。

仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においてください。

場所

釧路市古川町7-4
(川北通沿い)

開設
期間

11/15(水)まで
10:00~16:00

仮置場で回収可能なごみ(記載以外のごみは回収できません。)

 コンクリート がら	 木くず	 金属くず	 畳	 可燃混合	 不燃混合
 ふとん	 家電4品目 <small>エアコン(室外機含む)、テレビ、 冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機</small>	 その他家電	 大型家具	 危険物・灯油等 ガスボンベ 指定日のみの回収となります	 消火器

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター(TEL.0054-00-0000)へ相談してください。

仮置場に関するお問い合わせ

釧路市 環境生活課 TEL.0154-00-0000

〈仮置場設置場所〉釧路市古川町7-4(川北通沿い)

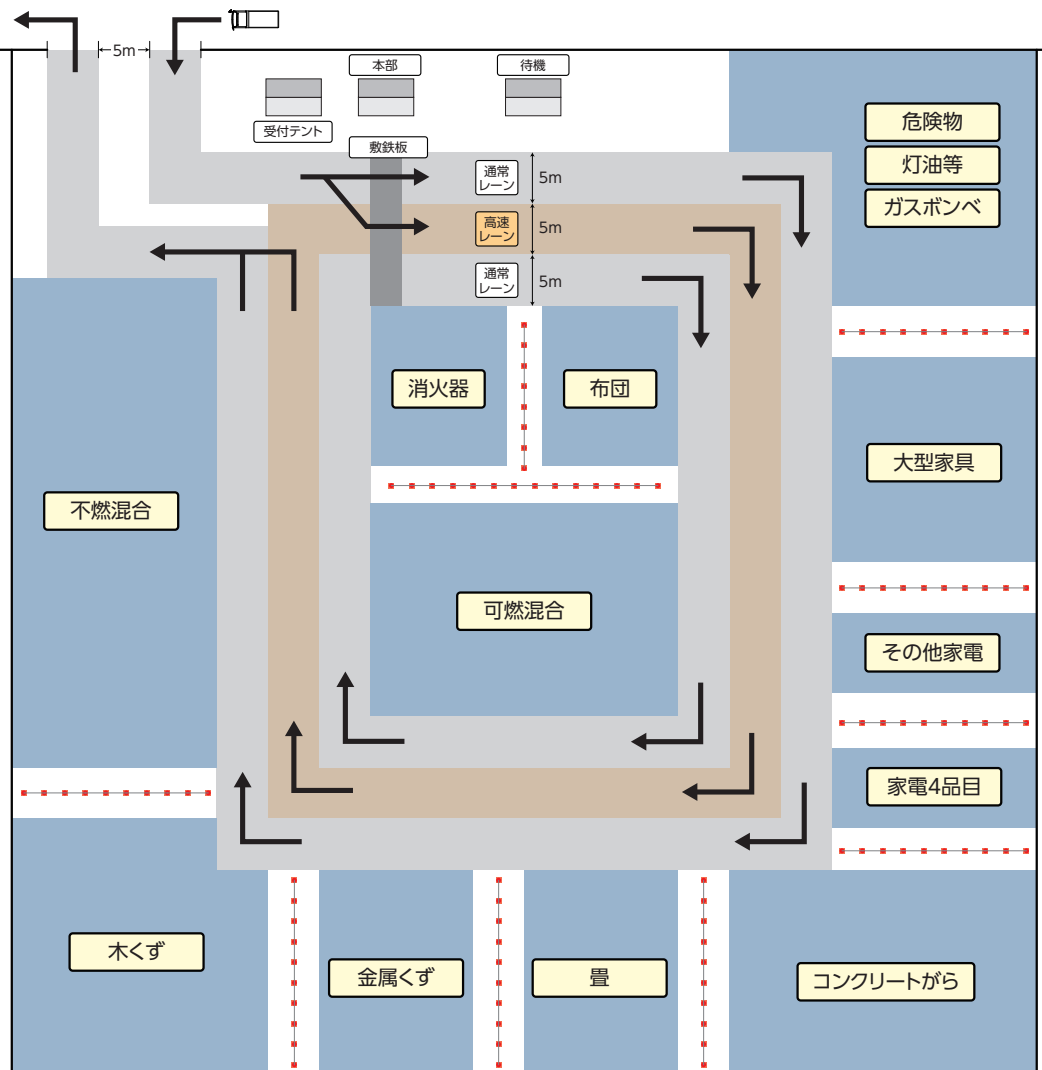
C 訓練

開設期間 **11/15(水)まで**
10:00~16:00



仮置場
分別配置図

- 仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においでください。
- 危険物等の取扱いについては十分注意してください。



【令和5年度大規模災害時北海道ブロック協議会ワーキンググループ運営業務】

仮置場設置訓練（函館市） 実施概要

- (1) 日時：令和5年11月22日（水） 10:00-16:00
- (2) 場所：函館市弁天町20-5（国際水産海洋総合研究センター多目的広場）
※JR函館駅より市電&徒歩で約30分（市電：「函館どつく前」駅）
- (3) 内容：午前中に事務局による仮置場運営のデモをお見せし、午後に皆様に6~7人程度の班に分かれていただき、設置・運営の流れ（仮置場の受付、廃棄物の運搬・荷下ろしなど）について体験いただきます。
- (4) 注意事項：
 - ・9:45までに会場までお集まりください。
 - ・ヘルメット、軍手、昼食は各自でご持参ください。
 - ・動きやすく汚れてもよい服装・クツでお越しください。
 - ・雨天決行ですので、雨具についてもご準備ください。
 - ・車でお越しの場合、手前の施設従業員入口から入らないようお願いください。



図 会場の配置

(5) 主催

環境省 北海道地方環境事務所 資源循環課（担当：太田課長補佐）

(6) 本件の連絡先

アジア航測株式会社 環境部 総合環境課 岡田・藤田

メールアドレス：r5hokkaido.saigai@ajiko.co.jp

Tel：総合環境課 岡田・藤田（██████████）

当日の緊急時：岡田（██████████）

藤田（██████████）

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

仮置場日報

作成者氏名		作業内容		
作業日				
年 月 日()				
作業時間				
午前	: から			
午後	: まで			
搬入物	搬入件数	搬入量	搬出量	
家電4品目				
その他家電				
コンクリートがら				
木くず				
金属くず				
畳				
不燃混合				
大型家具				
危険物				
灯油等				
ガスボンベ				
布団				
消火器				
可燃混合				
備 考				

※見かけ比重：可燃物0.4^{トン}/m³、不燃物1.1^{トン}/m³で計算する。

仮置場設置訓練（函館市） 午後のローテーション

実施回数	使用するレイアウト	役所役	住民役①	住民役②	見学
午前中にデモとして事務局（アジア航測）がaのレイアウト設置					
1	a	A	B	C	←以外
2	a	D	E	F	←以外
A,B,C班でa→bにレイアウト変更					
3	b	B	C	D	←以外
4	b	E	F	A	←以外
D,E,F班でb→cにレイアウト変更					
5	c	C	D	E	←以外
6	c	F	A	B	←以外

※ビブスの色 A班：赤、B班：白、C班：オレンジ

D班：青、E班：黄、F班：黒

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。



注意事項

- ◎冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ◎危険なもの(バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等)は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ◎ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- ◎「災害廃棄物」であることの証明(住所記載の身分証明書、罹災証明書)が必要です。

仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においてください。

場所

函館市弁天町20-5

(国際水産海洋総合研究センター多目的広場)

開設
期間

11/22(水)まで
10:00~16:00

仮置場で回収可能なごみ(記載以外のごみは回収できません。)

 コンクリート がら	 木くず	 金属くず	 畳	 可燃混合	 不燃混合
 ふとん	 家電4品目 <small>エアコン(室外機含む)、テレビ、 冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機</small>	 その他家電	 大型家具	 危険物・灯油等 ガスボンベ	 消火器

指定日のみの回収となります

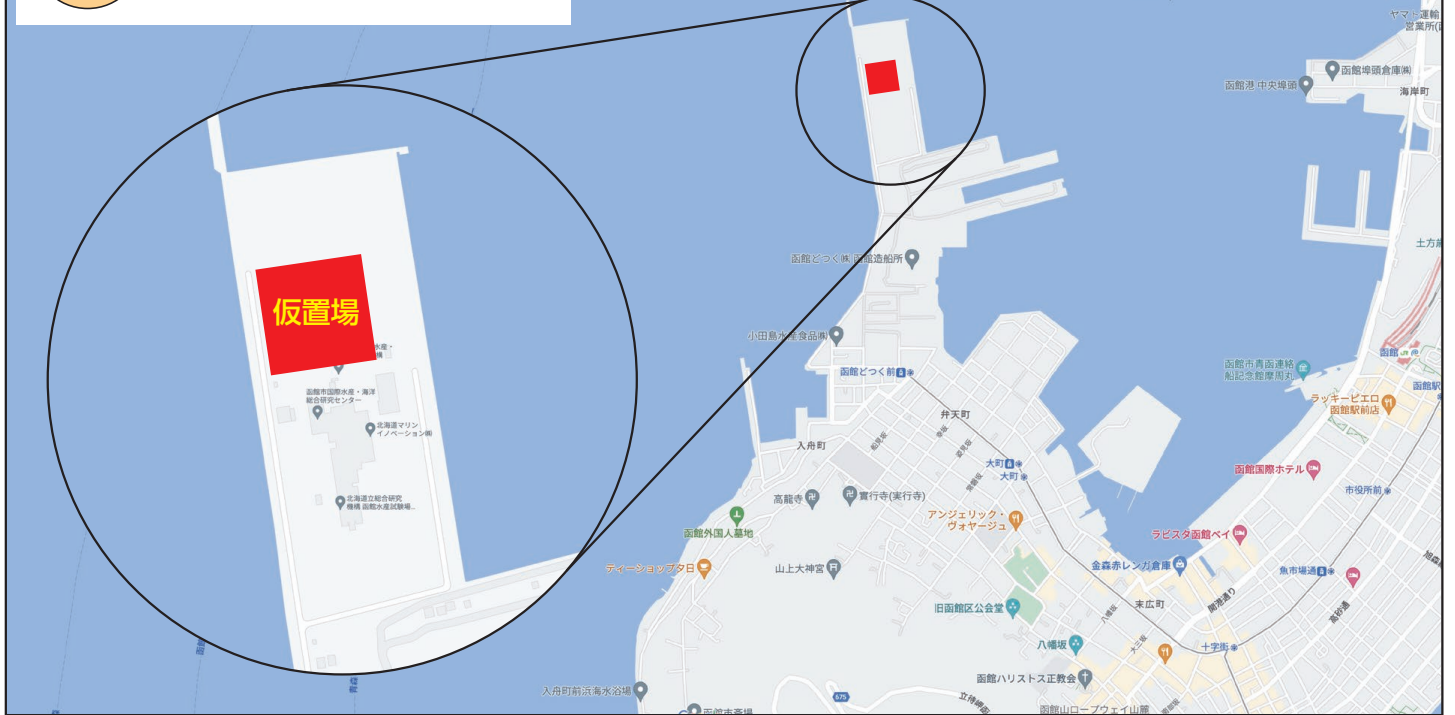
高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター(TEL.0138-00-0000)へ相談してください。

仮置場に関するお問い合わせ

函館市役所 環境部環境対策課 TEL.0138-00-0000

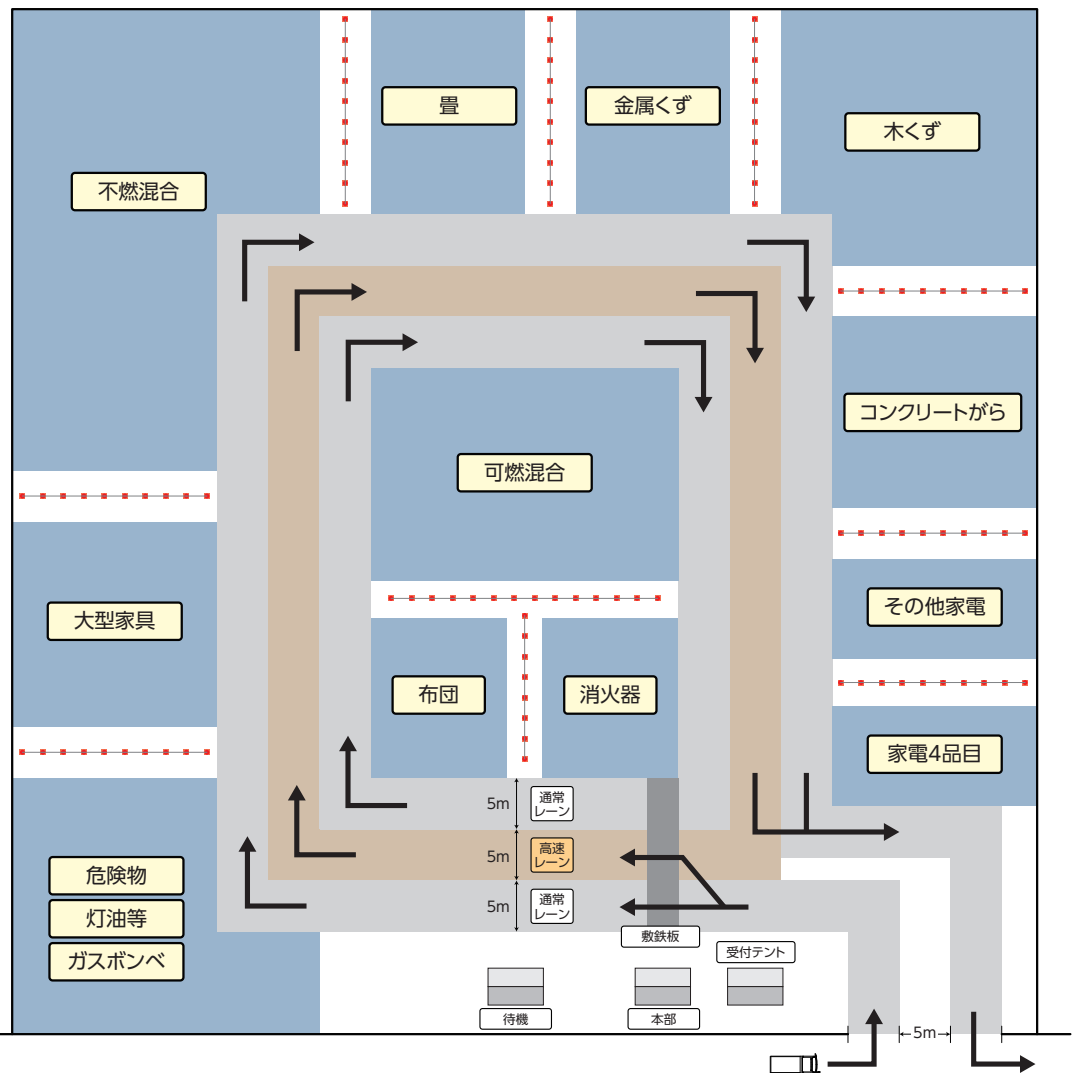
開設
期間

11/22 (水) まで
10:00~16:00



仮置場 分別配置図

- 仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においでください。
- 危険物等の取扱いについては十分注意してください。



災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。



注意事項

- ◎冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ◎危険なもの(バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等)は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ◎ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- ◎「災害廃棄物」であることの証明(住所記載の身分証明書、罹災証明書)が必要です。

仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においてください。

場所

函館市弁天町20-5

(国際水産海洋総合研究センター多目的広場)

開設
期間

11/22(水)まで
10:00~16:00

仮置場で回収可能なごみ(記載以外のごみは回収できません。)

 コンクリート がら	 木くず	 金属くず	 畳	 可燃混合	 不燃混合
 ふとん	 家電4品目 <small>エアコン(室外機含む)、テレビ、 冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機</small>	 その他家電	 大型家具	 危険物・灯油等 ガスボンベ 指定日のみの回収となります	 消火器

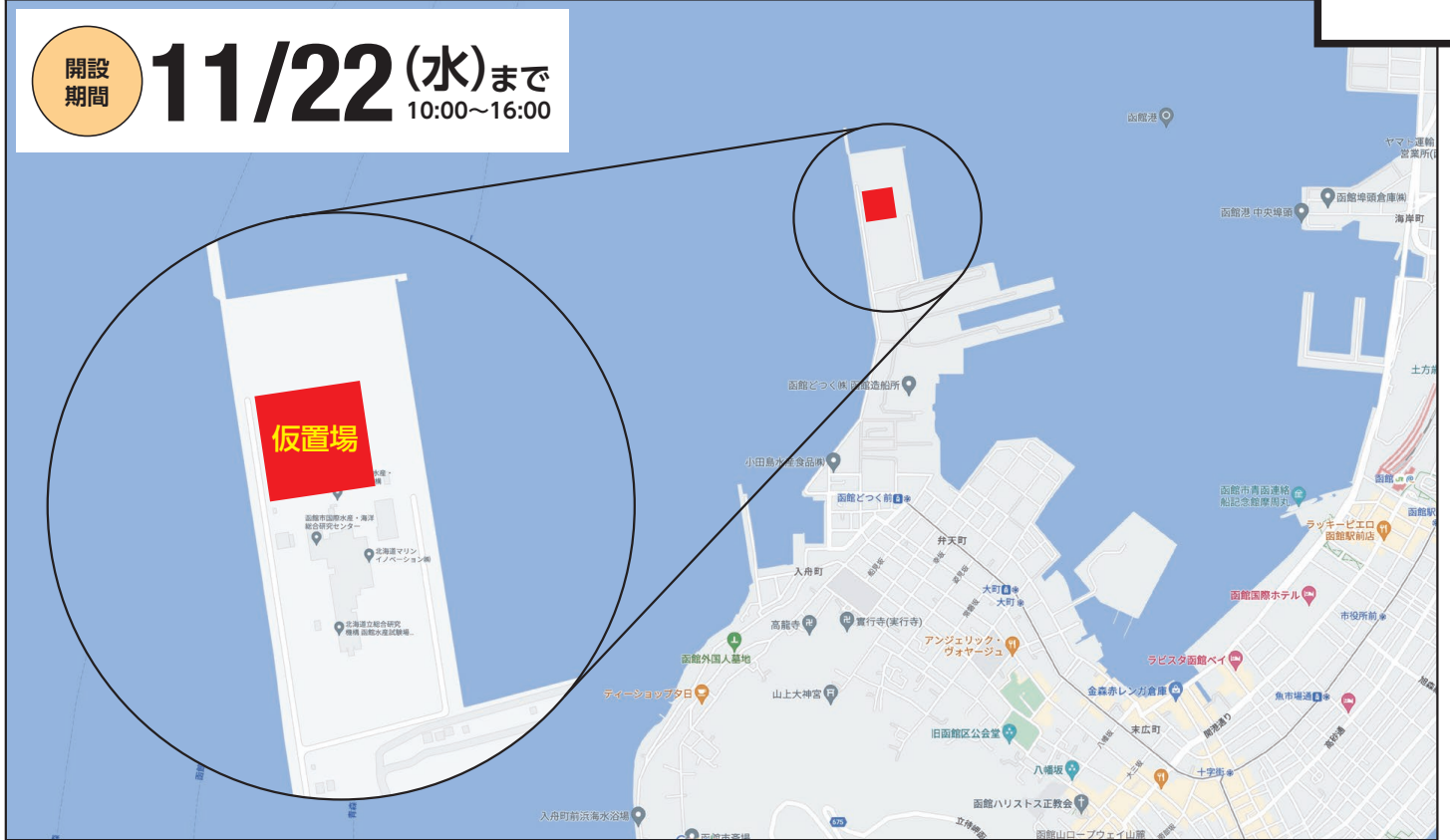
高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター(TEL.0138-00-0000)へ相談してください。

仮置場に関するお問い合わせ

函館市役所 環境部環境対策課 TEL.0138-00-0000

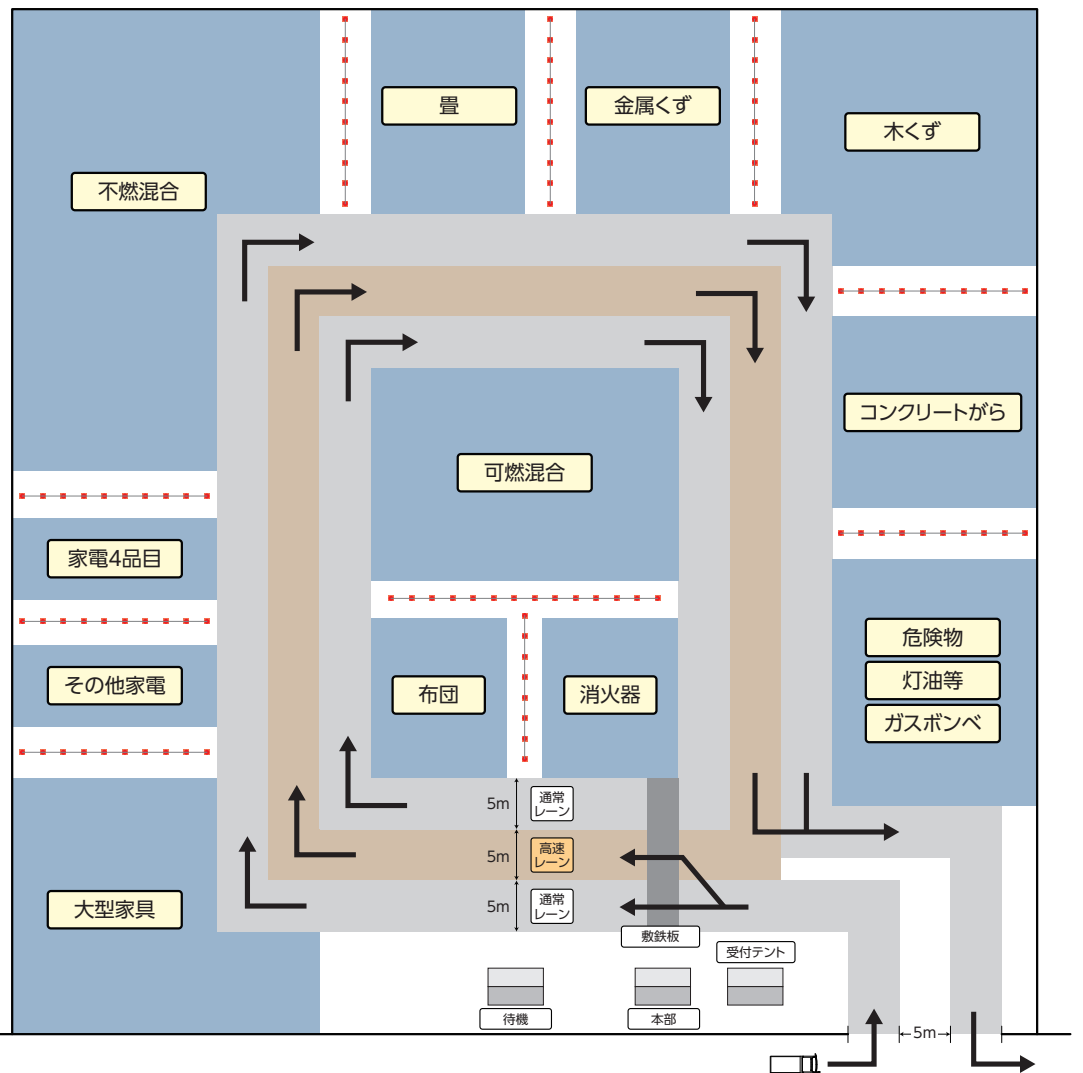
開設
期間

11/22 (水) まで
10:00~16:00



仮置場 分別配置図

- 仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においでください。
- 危険物等の取扱いについては十分注意してください。



災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。



注意事項

- ◎冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ◎危険なもの(バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等)は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ◎ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。
- ◎「災害廃棄物」であることの証明(住所記載の身分証明書、罹災証明書)が必要です。

仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においてください。

場所



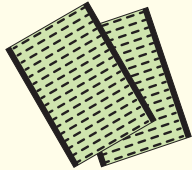






函館市弁天町20-5

(国際水産海洋総合研究センター多目的広場)

開設
期間

11/22(水)まで
10:00~16:00

仮置場で回収可能なごみ(記載以外のごみは回収できません。)

 コンクリート がら	 木くず	 金属くず	 畳	 可燃混合	 不燃混合
 ふとん	 家電4品目 <small>エアコン(室外機含む)、テレビ、 冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機</small>	 その他家電	 大型家具	 危険物・灯油等 ガスボンベ	 消火器

指定日のみの回収となります

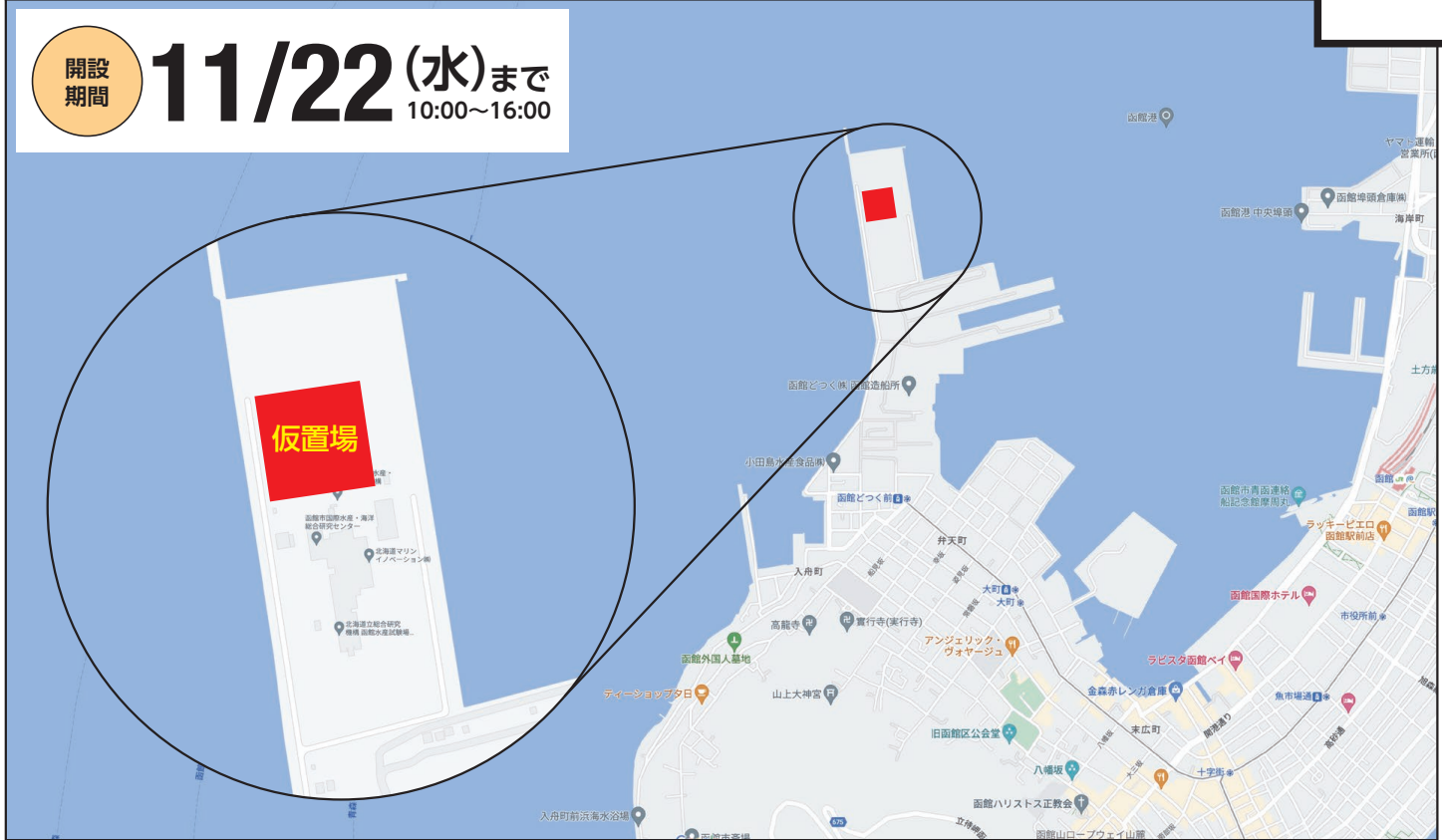
高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター(TEL.0138-00-0000)へ相談してください。

仮置場に関するお問い合わせ

函館市役所 環境部環境対策課 TEL.0138-00-0000

開設
期間

11/22 (水) まで
10:00~16:00



仮置場 分別配置図

- 仮置場では、必ず誘導員に従って決められた場所においでください。
- 危険物等の取扱いについては十分注意してください。

